

# 社団法人青森観光コンベンション協会定款

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人青森観光コンベンション協会という。

### (事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を青森市橋本二丁目 2 番 1 7 号、従たる事務所を青森市大字浅虫字蛸谷 3 4 1 番 1 9 号、青森市大字雲谷字梨野木 6 3 番地並びに青森市大字油川字浪岸 1 2 番地に置く。

### (目 的)

第 3 条 この法人は、青森市及びその周辺地域の有する文化的、社会的、経済的特性を活かし、観光客及びコンベンションの誘致並びに支援をするとともに、観光地及び観光物産の紹介宣伝、観光・コンベンション施設の整備促進、観光関係者の資質の向上並びに郷土文化の育成をはかり、もって地域産業、経済、文化の振興に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ( 1 ) 観光・コンベンションと物産の紹介、宣伝
- ( 2 ) 観光資源の保存及び施設の整備促進
- ( 3 ) 観光・コンベンションに関する事業の企画及び実施
- ( 4 ) 観光客、コンベンションの誘致促進と観光関係者の接遇の改善指導
- ( 5 ) 観光土産品の選定及び改善指導
- ( 6 ) 郷土文化の育成、観光・コンベンション情報の収集、提供
- ( 7 ) 観光・コンベンションに関する調査研究
- ( 8 ) 観光事業機関との連絡協調
- ( 9 ) 旅行業法に基づく旅行業
- ( 10 ) 損害保険代理店業
- ( 11 ) その他目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会 員

### (会員の種類)

第 5 条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 正会員  
この法人の目的に賛同する個人又は法人その他の団体
- ( 2 ) 特別会員  
この法人に対し、特に功労のあったもの又は学識経験者で、総会の承認を得たもの

(入 会)

第6条 正会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会の議決を得て会長が別に定める会費を納入しなくてはならない。  
但し、特別会員については、会費を徴しない。

(退 会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。  
2. 会員が死亡し、又は会員である法人等が解散したときは退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 正会員が次の各号の一つに該当するとき及び特別会員が第1号に該当するときは、総会において会員の4分の3以上の同意を得て、その正会員又は特別会員を除名することができる。

(1) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

(2) 会費を2年以上滞納したとき

2. 前項第1号の規定により会員を除名しようとするときは、会員にあらかじめ通知するとともに当該会員に、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が、既に納入した会費、その他の金品はこれを返還しない。

### 第 3 章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 30名以上40名以内

(2) 監 事 3名

2. 理事のうち、1名を会長、6名以内を副会長、1名を専務理事とし、必要により常務理事1名を置くことができる。

3. 理事及び監事は、総会において選任する。

4. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。

5. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

( 役員 の 職務 )

第 1 2 条 会長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 . 副会長は、会長を補佐し、業務を処理するとともに、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を行う。
- 3 . 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を処理するとともに、会長及び副会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を行う。
- 4 . 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、業務を処理するとともに会長、副会長及び専務理事に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を行う。
- 5 . 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 6 . 監事は、民法第 5 9 条の職務を行う。

( 任 期 )

第 1 3 条 役員 の 任期は、2 年とする。

但し、補欠役員 の 任期は、前任者 の 残任期間とする。

- 2 . 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

( 役員 の 解任 )

第 1 4 条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において会員の 4 分の 3 以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

- 2 . 第 9 条第 2 項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合において準用する。この場合において、第 9 条第 2 項中「前項第 1 号」とあるのは「前項」と「会員」とあるのは「役員」と「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

( 役員 に対する 報酬 )

第 1 5 条 役員は、無報酬とする。

但し、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

- 2 . 役員には費用を弁償することができる。
- 3 . 前 2 項に関し必要な事項は理事会の議決を得て会長が別に定める。

( 事務局 )

第 1 6 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 . 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 . 事務局長その他の職員は、会長が任免する。
- 4 . 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第 4 章 会 議

### ( 会議の種類 )

第 17 条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種類とする。

### ( 会議の構成 )

第 18 条 総会は、会員をもって構成する。

2 . 理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及びその他の理事をもって構成する。

### ( 会議の権能 )

第 19 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 . 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

( 1 ) 総会の議決した事項の執行に関する事項

( 2 ) 総会に付議すべき事項

( 3 ) その他総会の議決を必要としない業務の執行に関する事項

### ( 会議の開催 )

第 20 条 通常総会は毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

2 . 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

( 1 ) 理事会が必要と認めたとき

( 2 ) 会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき

( 3 ) 監事が民法第 59 条第 4 号に基づいて招集するとき

3 . 理事会は、次に掲げる場合に随時開催する。

( 1 ) 会長が必要と認めたとき

( 2 ) 理事の 5 分の 1 以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき

### ( 会議の招集 )

第 21 条 会議は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、会長が招集する。

2 . 会長は、前条第 2 項第 2 号の場合には請求の日から 30 日以内に臨時総会を同条第 3 項第 2 号の場合には請求の日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 . 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも 5 日前までに会員に通知しなければならない。

### ( 会議の議長 )

第 22 条 総会の議長は、その総会において出席した会員のうちから選任する。

2 . 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

( 会議の定足数 )

第 2 3 条 会議は、構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

( 会議の議決 )

第 2 4 条 会議の議決は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

( 総会における書面表決等 )

第 2 5 条 やむをえない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については出席したものとみなす。

( 会議の議事録 )

第 2 6 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

( 1 ) 会議の日時及び場所

( 2 ) 構成員の現在数

( 3 ) 総会にあたってはその総会に出席した会員の数、理事会にあたってはその理事会に出席した理事の氏名

( 4 ) 議決事項

( 5 ) 議事の経過の概要及びその結果

( 6 ) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長のほか、総会にあたってはその総会に出席した会員の中から、理事会にあたってはその理事会に出席した理事の中から当該会議において選出された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

## 第 5 章 資産及び事業計画書等

( 資産の構成 )

第 2 7 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

( 1 ) 財産目録に記載された財産

( 2 ) 会費

( 3 ) 寄付金品

( 4 ) 補助金

( 5 ) 事業に伴う収入

( 6 ) 資産から生ずる収入

( 7 ) その他の収入

( 資産の管理 )

第 2 8 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第29条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第30条 この法人の事業計画及び予算は会長が作成し、その事業年度開始の日から2月以内に総会の承認を得なければならない。

2. 前項の総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて執行することができる。

3. 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づくものとする。

4. 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。

但し、軽微な変更についてはこの限りではない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第31条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は会長が作成し、監事の監査を経てその事業年度終了後2月以内に総会の承認を得なければならない。

## 第 6 章 支 部

(支 部)

第32条 第2条の規定により置く従たる事務所を、それぞれ社団法人青森観光コンベンション協会浅虫支部、社団法人青森観光コンベンション協会雲谷支部、社団法人青森観光コンベンション協会油川支部と称する。

(事 業)

第33条 この法人の浅虫支部、雲谷支部並びに油川支部は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 浅虫支部は、主として浅虫地域に関連のある観光・コンベンション事業を行う

(2) 雲谷支部は、主として雲谷地域に関連のある観光・コンベンション事業を行う

(3) 油川支部は、主として油川地域に関連のある観光・コンベンション事業を行う

(支部長)

第34条 この法人の支部の支部長は理事の中から理事会において決定し、会長がこれを任免する。

(支部規定)

第35条 支部の運営にあたっては、必要な事項については、会長が総会の議決を経て別に定める。

## 第 7 章 名誉会長、顧問、相談役、参与及び委員

(名誉会長、顧問、相談役及び参与)

第36条 この法人に名誉会長1名、顧問、相談役及び参与を若干名置くことができる。

2. 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
3. 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、本協会の業務運営上重要な事項について、会長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。

(委員会)

第37条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を得て、委員会を置くことができる。

2. 委員会に関し、必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において、会員の4分の3以上の同意を得、かつ青森県知事の認可を得なければ変更することが出来ない。

(解散及び残余財産の処分)

第39条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2. 民法第68条第2項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
3. 解散のとき存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、青森県知事の許可を得てこの法人と類似の目的を有する他の団体に寄附する。

## 第 9 章 雑 則

(委 任)

第40条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

1. この定款は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、昭和63年3月31日までとする。
3. この法人の設立当初の事業年度は、第29条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和63年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は第30条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
5. この法人は、昭和27年4月1日に設立された青森観光協会、昭和21年4月1日に設立された浅虫温泉観光協会及び昭和49年5月25日に設立された青森市雲谷観光協会がそれぞれ有する権利及び業務の一切を継承する。
6. この法人の設立の際に、青森観光協会、浅虫温泉観光協会又は青森市雲谷観光協会の会員であるものについては、第6条の規定にかかわらずこの法人の会員になるものとする。

## 附 則

1. 本規定は、青森県知事の認可のあった日から施行する。（油川支部）
2. 本規定は、青森県知事の認可のあった日から施行する。（役員の増員、報酬）
3. 本規定は、平成13年6月1日から施行する。（名称変更、所在地変更）
4. 本規定は、青森県知事の認可のあった日から施行する。（所在地変更、事業目的）
5. 本規程は、青森県知事の認可のあった日から施行する。  
（役員の種類及び選任、任期、役員に対する報酬）

## 会 費 納 入 規 定

- 第 1 条 本規定は、社団法人青森観光コンベンション協会定款第 7 条の規定（会費）に基づき、会費に関する事項を定める。
- 第 2 条 会費は、口数制として、年額会費一口の金額を 10,000 円とする。  
個人は、一口以上、法人は二口以上とする。
- 第 3 条 会費の納期は、総会終了後所定の納入通知書により、一括納入するものとする。

## 附 則

- 1 . 本規定は、総会の議決を経なければ変更することができない。
- 2 . 本規定は、昭和 6 2 年 1 0 月 2 8 日から施行する。